

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 24 年 2 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

1 認定事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の申請者
第 5871 号	平成 24 年 2 月 3 日	メートル 4.12	メートル 20.90	京都市右京区太秦開 日町 20 番地の 10	株式会社 山庄 代 表取締役 宮川 浩 一

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）